

議長定例記者会見(H25.10.8)

(報告)

みなさん、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

6月に開催しました記者会見で、「青森県議会基本条例」の制定について申し上げましたが、その基本条例の第14条に「広報及び広聴の充実」ということで、議会の方向性等を県民の皆様にも明らかにするよう努めることを決めました。

このことを踏まえて、本日、県民の皆様にも、議会として説明をする機会の場を設け、議長定例記者会見を行うことといたしました。

よろしく申し上げます。

まず、はじめに、9月定例会の採決の結果について御報告いたします。

知事の提出議案18件のうち、平成25年度一般会計補正予算を含む議案13件を可決・同意し、決算案を含む5件を継続審査といたしました。

そして、「地方経済再生のための万全の施策を求める意見書」、「ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書」、先般の「台風第18号にかかる災害対策に関する意見書」を可決いたしました。

これら3件は、いずれも県として対応していかなければならない重要な施策ではありますが、県の財源だけでは実施が困難なことから、国に対して予算措置等十分な対策を行うように求めるものであり、速やかに関係省庁等に提出いたしたいと思っております。

県議会としては、今後、さらに委員会による要請などを通して、国に対し、支援措置等の対策が行われるよう積極的に働き掛けていきたいと考えております。

そのほか、今日、議員派遣5件を決定いたしました。

台風第18号の関連であります。9月15日から16日にかけて台風第18号の影響により、本県は、暴風を伴う激しい雨に見舞われました。

被害総額は、10月7日の15時現在で、約99億2300万円と、先程の意見書にも数字を出させていただいています。

この大雨被害で被災されました方々に心からお見舞いを申し上げる次第であります。そして、一日も早く安定した生活に戻られるようお祈りをいたします。

県議会におきましても、この台風第18号による大雨被害に係る被害地調査を、去る9月18日に、私も所属しております農林水産委員会が、そして、20日には建設委員会が行いました。

農林水産委員会は、津軽方面の岩木川の氾濫・増水の被害を受けた藤崎町、弘前市、板柳町及び鶴田町のりんご園地と五所川原市金山地区のため池が崩壊して全部水が流れてしまった状況を私もこの目で視察しました。

実際にりんご農家の方々とお目にかかり、樹幹冠水、要するに、木の上まで冠水したようなところの本当にもう声も出ない、がっかりとしてしまっている農家の人たちと直接お会いしました。

建設委員会は、県南方面の熊原川流域の三戸町、馬淵川流域の南部町における河川の氾濫・増水による住宅への被害、あるいは、路肩崩壊、護岸等の状況を調査いた

しました。

県議会としましても、執行部と連携して、国に対し支援を働きかけるなど、今回の被害を受けた方々が意欲を失わないように復旧に向けて、全力で支援をしていくこととしております。

それから、次期青森県基本計画の立案過程における報告を受けました。

皆様もお聞きと思いますが、一般質問、質疑の中で、多数の議員がこのことについて、意見を述べたり、執行部の考えをただしたりしております。

今日、各会派から、意見等が私の方にあがってくることになっていきます。自民党は、私が実際受け取り、各会派から出された意見等とあわせ、後ほど、知事へ送付します。

この次期基本計画に対しては、条例により、議員がその計画段階、議論の段階から参加できますので、積極的に関わっていくことを考えております。

11月定例会において、知事から基本計画案が出されると思いますので、議会としても十分審議して、この5年間の青森県の姿というものに対する基本計画を議論して承認したいと思っています。

それから、第274回定例会で制定しました議会の基本条例について、議会運営委員会でいろいろ検討しておりました。

この中で、西棟8階の大会議室でのインターネット中継の実施が具体的になり、今度の予算特別委員会から開始することを目指しております。

また、常任委員会等の傍聴については、委員長の許可

を不要とすることで意見がまとまり、11月の定例会において委員会条例を一部改正することを考えております。

それから、知事等による質問内容への趣旨確認及び委員会における議員間討議については、実施手順を定め、今月11日から開催される決算特別委員会から実施することとしております。

これは、今日の議運で、答弁する知事部局等のほうで、議員が何を質問しているのか意味が不明な場合は、質問の趣旨を確認するというやりとりができる。また、議員同士が討議することもできるということを議会改革の中で話し合った結果、実施することに決めたということでありま

す。最後に、議員が議案に対して賛成したか、反対したかについての各議員の賛否の公表です。

これも様式を改めて実施することを、今日、決めたところでもあります。

議会としても議会基本条例制定の趣旨に沿って議会改革を進めていくように努めてまいりたいと考えております。

以上、私のほうから報告をさせていただきました。

(質 問)

記 者

台風被害があり、今後、県議会として、こういった形で、さらに国に対して要望を進めていくのか。また、県議会としてこういった動きを今後見せていきたいとお考えでしょうか。

議 長

本県は、木村太郎総理補佐官が、いち早く現地を調査し、激甚災害の指定を早々に受けたということもあります。

今回の台風被害は、青森県だけでなく、本州全般にわたって被害を受けている全国的な被害なので、政府の方としても相当のお金もかかるかもしれません。しかし、それなりの対応は、当然してくれと考えています。

復旧のためのいろいろな施策に対して、議会、知事部局あるいは国会議員と一体となって支援策をお願いしたいと思います。

青森県の場合、与党の国会議員が衆参合わせて8人おり、それも、党の中では、幹部クラスでいる人が多いので、力を発揮してくれると私は期待しております。

記 者

TPPの件で、政府内で聖域を無くして検討を進めていこうという意見が出ています。議会として3月に「TPPに関する意見書」を採択して、議長の方で取り扱いをするということになっているかと思いますが、現状の政府の動きについて、今どのように受け止めておりますか。

たとえば、秋田とかは、自民党が中心になって、再度意見書を県議会に出そうとなっております。

議長

我々は、3月議会からそういう動きをして、私も議長の農林水産環境委員会にありますが、TPPの情報が、我々にも十分伝わってきていません。

また、官僚、政府の高官も、その情報がわからないと言っています。

選挙の時から我々も自民党として、もっとその情報を的確に知らせてほしいと言っておりますが、そこが全然わからないまま、今回、いきなり5品目の問題まで出てくると、私も何かだまされた気がしています。

国民の皆様は、もっとそういうふうに思っているのではないのでしょうか。ただ、その背景はよくわかりません。

記者

県議会として、前回と同じように農水省なりに対して、事情を伺いに行くという場面は考えられますか。

議長

交渉の過程も含めて、どういう背景で、どういう議論をして、こういうふうになっているのかというものを国民にもっともっと情報提供すべきだと思います。

これが一番みんないらいらしていると思います。ただ、TPPそのものに、前向きな農家の人もおりますが、そうでない人が大半でありますので、その辺が理解できるような情報公開というのを、是非、もっとやってほしいなと思います。

記者

今の関連で、県議会として、やはり情報収集にこれから当たっていくということによろしいですか。

議長

安倍総理もＴＰＰに対しては非常に前向きですっと行動してきているのは、我々、党として見てきています。

ここにきて、ある意味唐突な、ああいう発表の仕方をされると、我々党としての立場であっても、もう少しその過程を含めた情報公開をしてほしいと私は思います。

だから、自民党本部の方で、どこまでその辺の情報を提供してくれるかというのは、議長というよりも、党の一人として、是非、申し入れしたいと思っています。

記者

もう少し情報を出してほしいという申し入れをしたいということですか。

議長

多分、国民みんながそう思っているかと思いますが。

ただ、元々、ＴＰＰへの参加について、私は薬屋の関係ですが、医療業界は反対です。医師会、薬剤師会の方は、このＴＰＰそのものに対して、アメリカの影響もあるということを受けてですが、それでも、よくわからない点が多くあります。

農業や普通の物づくりの業界も、みんなそれぞれ産業界としては、重点項目だけでなく、問題視される条項を含め、心配しながらも、やはり、やっていかなければならないという前向きな考えがあって当然しかるべきだと

私は思っています。

しかし、その中でも、分野別において、大変だという意見を持っている方も結構おりますので、これからだと思っています。

記者

県議員選の区割りの話ですけども、6月に公明・健政会、民主、青和会の3者から一人区と飛び地について、いろいろ法律改正もあるところで、それに伴って見直しを進めてほしいとの要望があり、一部報道では、次の議会あたりから検討されるような議論の進行があるみたいですが、そのあたりどうでしょうか。

議長

6月に申し入れがあり、今回の9月議会の中で検討する流れを私も考えてきましたが、会派によって、温度差があるということがひとつあります。

ご存知の方もいると思いますが、8年前の選挙改革の検討委員会で定数を削減しました。いま、市町村議会で定数の削減をいろんなところでやっていますが、8年前に率先して、県議会議員定数の削減を3減らしました。その時にも選挙の区割りの話、飛び地の話をしました。

私といたしましては、この秋の国会で公職選挙法の改正にかかる審議がありますので、実際に成立した時に、それを受けた上で、はじめてこのことについて、現状をいかに考え、それをどういうふうに検討するかということをやりたいと思っております。

6月に受けて、放置してしまったような捉われ方ですが、私としては、まだ機が熟していないという判断で、

次の11月議会の時には、会派の皆さんと相談して、検討委員会を立ち上げ、その法律が制定され、成立したその中身を吟味した上で検討するということにしたいと思っています。

記者

年内にも結論を出したいみたいなこともあったみたいですが、そのあたりはどうでしょうか。

議長

次の選挙が27年の4月になります。県民に周知するというので、1年前まで、ある程度方向付けをすることであれば、時間はハードですが、11月議会で立ち上げて、3月まで議論してもらおうということで、間に合うのではないかと考えています。

記者

見直しとなれば、次の統一地方選から適用を目指してやっていくということでしょうか。

議長

そういうことになります。

検討する回数というのは決まっていないので、十分な議論ができれば、いいと思っています。

記者

議長ご自身として飛び地とかのあり方について、3会派の意見に対しては、どう思いでしょうか。

ご自身の認識として、訂正すべきというところでは

うか。それとも、これは、議長の立場で、みんなで決めるべきだとの立場でしょうか。

議長

それぞれの選挙事情があると思います。だから、飛び地が大変だという候補者と十分戦っていけるという候補者があると思うので、その辺のところは、議会というよりも、それぞれの政党、候補者のいろんな立場というものがみんなあると思います。

ただ、制定されようとしている法律の中身を見ると、とても自由に、組み合わせができるようになっているので、やはり現状にあわせて、見直しするということは、私は、やはり前向きに検討してみてもいいのではないかと思います。

やはり、市町村合併から飛び地ができたのではないのでしょうか。平内町と蟹田町は、前からありますが、新しく飛び地になったところは、市町村合併によってこういうことが起こっていますので、そういう流れに対しては、検討する必要があると思っていますので、11月議会で立ち上げるように各会派に協力をお願いしたいと思っています。